

松本市にお住まいの方の
精神保健福祉手帳の申請について

●手帳申請に必要なもの

- 1 障害者手帳交付申請書
- 2 印鑑
- 3 ①か②のいずれか一方
 - ① 精神障害者保健福祉手帳用診断書
(初診日から6ヶ月以上経過し、診断書作成日から3ヶ月以内のもの)
 - ② (障害年金番号の分かる書類(年金証書・裁定通知・振込(支払)通知書等)及び同意書(長野県知事宛のもの))

※①の診断書で申請の場合、同時に自立支援医療(精神通院医療)の申請を希望される方はお申し出ください。

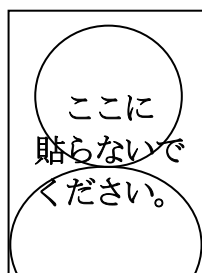
- 4 精神障害者台帳付表
- 5 マイナンバーのわかるもの 及び 身元確認書類

窓口では職員がマイナンバー及び提出者(来庁者)の身元確認(本人確認、代理権確認)を行います。※顔写真が付いていない証明書は2点以上で確認を行います。

マイナンバーのわかるもの…個人番号カード、通知カード 等

身元確認書類…運転免許証 等 代理権…障害者手帳 等

- 6 本人の写真 1枚



- ・サイズ：縦4cm×横3cm
- ・脱帽して正面を向いているもの
- ・サングラス等をしていないもの
- ・スナップ写真でも可(一人で写っているもの)
- ・ポラロイド写真は不可
- ・**デジカメ写真は、家庭用のプリンターで印刷したものではなく、写真店でプリントしたもの**

※用紙全体の4割程度の大きさに、顔がはっきりと写っているものをご用意ください。また、写真の裏面に氏名を記入してください。

●提出先/申請に関する問い合わせ先

〒390-8620 松本市丸の内3-7

松本市役所 障害福祉課 福祉担当(東庁舎1階)

TEL: 34-3212 (直通) FAX: 36-9119

※書類がそろっているものは、支所・出張所から転送することができます。

ただし、受付日は障害福祉課で確認した時点です。

●その他

- 1 交付についての審査は長野県が行います。
- 2 交付までの目安は2ヶ月～3ヶ月程度です。ただし、県による審査の過程で、内容を確認し調整するため、さらに時間を要する場合があります。
- 3 決定後、松本市からご本人あてに手帳交付についての案内(交付時に必要な持ち物等を記載したもの)を郵便でお届けします。
- 4 窓口で制度の説明(1時間程度かかる場合もあります)を受け、手帳をお受け取りください。
- 5 非該当の場合、結果を通知でお知らせいたします。
- 6 手帳の有効期限は2年間で、更新の手続きは期限の3ヵ月前からできます。